

資料

安保条約改定交渉関連外交文書にみる砂川事件「伊達判決」

布川玲子
吉永満夫
吉沢弘久

目次

一 解題

二 資料

(1) 藤山大臣在京米大使会谈録(昭和三四年四月一日)全文

(2) 藤山大臣在京米大使会谈録(昭和三四年四月二日)部分

(3) 安保条約改定交渉における「第八条問題・条次長」文書(昭和三四年五月二日)全文

三 資料(3)にみる「伊達判決」の意義

四 〈参考資料〉資料(3)に対応する米側外交文書

(昭和三四年六月四日付在日大使館発国務省宛電文)全文 翻訳

一 解題

〈資料の説明〉

以下に掲載する外務省開示文書三点は、すべて、二〇一〇年七月七日に外務省が一般公開した日米安全保障条約⁽²⁾改定交渉に関する膨大な量の文書中「伊達判決」に言及しているものである。そのうち資料(1)は、砂川事件⁽³⁾第一審「伊達判決」(東京地判昭和三四年三月三〇日)に対する最高裁判所への跳躍上告の経緯を知るため、「情報公開法」(「行政機関の保有する情報の公開に関する法律」平成一一・五・一四 法四二)に基づき、砂川事件元被告坂田茂氏はじめ四〇名が申請人(代理人弁護士吉永満夫)となつて外務省に請求していた外交文書の開示請求に對して、前記一般公開に先立ち二〇一〇年三月三一日付けで開示されている。

なお、資料原本についてであるが、資料(1)、資料(2)は、それぞれ文頭に掲載する画像の通り手書きメモで、かなり判読を要するものであった。ここに掲載したのは、右記開示請求の母体となつた「伊達判決を生かす会」事務局(事務局長吉沢弘久)が中心となつて解読したものである。資料(3)の原本は、タイプ印刷されたものである。そのまゝ画像で掲載したが、不鮮明であるので、後記三項でやや詳しく引用した。

〔「伊達判決」に関する米政府解禁文書との関係⁽⁴⁾〕

米政府解禁文書によれば、伊達判決が出された直後の昭和三四年三月三一日と四月一日に藤山外務大臣は、条約

改定交渉会談がらみではなく米大使と会い、「伊達判決」への対応を協議しているが、この二つの米側文書に対応する情報は今回の外務省公開文書中には見出されなかった。また、同年四月二四日付け米大使館発国務省宛電文に見られる米大使と田中耕太郎最高裁長官との会談 (PRIVATE CONVERSATION) 設定の手がかりとなるような文書も見出すことができなかった。⁽⁵⁾しかし、ここに掲載する三点の資料だけでも日米両政府が、安保条約改定交渉が山場を迎えたこの時期、いかに「伊達判決」に衝撃を受け、この障碍を速やかに除去しようと腐心したか見て取れる。

〈資料(3)と「伊達判決」〉

この資料では、日本国憲法第九条と条約との関連が、安保条約改定交渉中一つの大きな論点であり、日米間で相対的な論議が重ねられていたことが伺われる。ここにおいて、「伊達判決」は、この問題の重要性をさらに認識させ、細心の配慮を要する交渉課題とさせていることが分かる。この点については、後程三項において若干考察を加えた。ただここでは、資料文中(二)で、憲法第九条についての日本政府の立場の要約が三点示された後、そのうちの第三点(外国軍隊の駐留を認めた点)について、「最近東京地裁の判決で否定されたことは、御承知のとおりであるが、政府としては、右の判決が近く最高裁でくつがえされるべきことを確信しており」と、述べている点に注目しておきたい。

註

(1) 外務省外交資料館ホームページ参照。

(2) 「日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力および、安全保障条約」(昭和三五・一・一九締結、昭和三五・六・二三発効)

(3) 昭和三二年七月、東京都砂川町にあった米軍立川基地拡張計画に反対する現地農民と支援する労働者、学生らのデモ隊が、基地内の反対派農民の私有地測量強行に際し、激しく機動隊と衝突、デモ隊の一部が、数メートル基地内に立ち入り二三名が逮捕され、うち七名が「日本国とアメリカ合衆国との間にける安全保障条約第三条に基づく行政協定に伴う刑事特別法」違反で起訴された事件。米軍駐留を違憲として被告七名を無罪とした東京地裁判決(昭和三四・三・三〇)は、伊達秋雄裁判長の名をとって「伊達判決」と呼ばれる。同判決は、即座に同年四月三日、最高裁に跳躍上告され、破棄差し戻し(最大判昭和三四・一二・一六)となった。その後最終的には、罰金二千元の有罪判決が確定した(最判昭和三八・一二・二七)。

(4) 新原昭治・布川玲子著「砂川事件『伊達判決』に関する米政府解禁文書(原文と翻訳)」山梨学院大学『法学論集』六四号(二〇一〇年一月)参照。

(5) そもそも、外交交渉の記録が、当時どの程度文書化されていたか不明であるが、少なくとも米大使と外相や最高裁長官との会談は、すべて記録が残されていると考えるのが、普通ではないだろうか。そこで、砂川事件に関する米解禁文書で明らかになった「会談」に対応するすべての日本側文書の開示が、望まれるところである。

極秘

大臣（サイン）、次官（サイン）、条約局長（サイン）、次長、条約課長（サイン）
米局長（サイン）、参事官（サイン）

四月一日藤山大臣在京米大使会談録

東郷
(印)

回覧番号
米保 819

日時 昭和三十四年四月一日午後三時半—五時五十分、於帝国ホテル第一二五五号室

出席者 藤山大臣、山田次官、森米局長、米保長

マックアーサー大使、レンハート公使、ハーツ書記官

大臣 先づ一言申し上げ度いが、砂川事件に関する東京地裁判決はご承知の通りであるが、政府は安保条約改訂交渉は勿論引き続き継続していく。

大使 目下最高裁に直接提訴するや否や検討中で、検事総長帰京を待つて決定する。
最高裁に行つた場合その時期の見透承り度し。

大臣 最高裁でも優先的に扱ふと聞いているが、自分にははっきりした事は云へない。先づ三、四ヶ月はかかるべし。総理、法務大臣とも話しているが、上告の決定は検事総長の帰京の上に決める。

大使 一般の反響を如何に観ておられるや。

大臣 社説も今朝いろいろ見たが、各紙の寸評欄なども社会党の喜び方には好意を示していない。一般人のことはまだはつきり云へないが、少数者を除き適正な判決と思つてはいないと思ふ。

大使 自分もさう思ふ。新聞は一般に批判的であり、朝日も各紙の批判的な記事を紹介していた。

大臣 傾向としては左様であると云へやう。

大使 条約に関し一般が背を向けない様常に注意して行く要ありと思ふ。

大臣 同感である。若し政府が交渉を中止したりと云ふことになると、それは政府が自ら疑を懐いていることを示すこととなる。此の際交渉継続をはつきり示した方がよい。

大使 その通りと思ふ。

明日は外部に知らせて会見するか。

大臣 その積りであるが、明日午前十一時半 幹事長、外交調査会長と打合せた上確認し度し。

大使 外部に知らせる場合は大臣から裁判問題に付日本政府の考を話されたと云ふことにして戴いては如何と思ふ。米側は本件には一切コメントを差控えていることご承知の通りであるが、若し大臣の方から御説明があったと云ふことなら交渉継続も日本側のイニシアティブなることがはつきりすべし。

大臣が党内調整に尽力されていることはよく分っているが（先日石田氏も自分も三木氏も改訂を支持すると自分に内話していた。之は記録外で個人的に申上げる次第である。）

大臣 先日の大使のお話に対し、我方研究の結果を申上度し。先づ條約から申上げる。

「第三条の *separately、jointly* 復活に問題あり。之を置かないか又は他の字句を考へられないか、お話のい

とくP2Vの共同生産の如きことならよく判るが、例へば一司令官の下に一体となるとか、二つのものが協力するのみならず更に二つのものが一体になると云ふ意味となると憲法上の問題も起つてくる。趣旨は反対なのであるが、用語に難がある。

大使 別の字を考へて居られるや。

大臣 研究中である。要するに単一体にならず二つが協力すると云ふ意味の字が欲しい。

大使 日本側の問題は理解できると思ふ。例へば *separately and cooperating together* とか *cooperatively* とかは如何。何れにせよ *joint planning* と云ふ様なものは押付け得るものではない。今後字をよく考へてみるべし。

大臣 我々の方も考えるべし。

第四条は貴提案のごとく *including* 云々を削除して結構であるが、行政協定二十四条を他の方法で活かせる様もう少し考え度し。

大使 削除の理由は申上げた通りであるから、日本側の御研究の結果を明日でも承りたし。実質問題は日本側と日本防衛の為協議するのは当り前である。

大臣 第十一条については……

大使 自分の方では提言した第二項が差支ないなら第一項から *indefinitely* を落すことは結構である。国連の措置と云ふのは非現実的なことで、第二項は如何にも *fooling the public* の感あり、自分の方では二項の方が問題であった。

大臣 第二項は貴案通りで差支えなし。

大使 それなら問題はなくなつた。他の小さい点は如何。

大臣 米局長より説明する。

米局長 前文第二項 economic は、economic stability and well-being として復活した。

第四項は元の通り、recognizing で差支なし。

第五項の a common 及 the security は御話通り訂正す。

第一条 be は may be とする(一)御話通り。

第四条は先刻御話の通りもう少し考へ度いが、all aspects of は要らないと考へる。

第五条 security は御話通り safety とすべし。

第六条 will be は is として差支なし。

第八条御話通り in conflict with とする。

第九条 procedure は processes で差支なし。

議定書は、交換公文とすることで案を作つた。後刻御示しすべし。

大使 それならば問題は最早や第三条及び第四条の字句のみとなり、條約に就ては大体話は出来たということなるべし。

レンハート公使 尚第九条に付、日・米の並べ方の点あり。

大使 四種のテキストを作るやり方は避け度し。

大臣 その点は更に研究すべし。次に行政協定に移り度し。

本日は先般大使の御話で残っている諸点に付我方の要望を申し上げ度し。

「調整」第九点は、「公認調達機関」とか「最終的に合体される資材」とかに付用語の説明を求めている点である。説明を聴いた上、実質に触れないで出来るなら条文整理を試み度し。

大使 お答えするには軍を入れて話さないとむづかしい。然し実質に触れずして修文するという事なら日本側の問題を整理して取り次いでも差支えないと思ふ。

レンハート公使 此の種用語が国連軍協定にないことがひとつの問題であると聞いている。

大使 国連軍は日本に司令部のみ有し、直接調達に当らず、自分の工場も持っていなかったことであるから、若干の違いがあるのは理由があるのである。国連軍は日本防衛にも直接関係なく、休養に来る者が多かったのである。尚此等特殊な用語は其のバックグラウンドを知らないと説明出来ず、例えば米国の法律や規則にある字をその儘入れて来たのかもしれない。此の辺りの事情が自分のジレンマなのである。

大臣 大使の事情は分るから、日本側の問題は書面でも差し上げるべし。

大使 意味が分らないから実質を変へることなく簡単な表現を考へるといふことなら、適当な時期に取り次ぐこととし度し。米軍が輸入する電子機器でも、米軍自体が使ふものもあり、自衛隊の駆逐艦に使ふものもある様な訳である。clarificationを試みるのに異存はない。

大臣 「調整」第十二点は、「有体又は無体の動産」と云うことで同じ問題である。

大使 clarificationを試みる(と)し度し。

大臣 「調整」第十九点も既に説明を求めている点で、米軍が日本で米国人を徴集訓練する権利を有するという

規定は政治的感覚より望ましくないので、絶対に必要でない限り削除し度し。

大使

この点は実質問題である。米国には徴兵制度があり、予備役の義務を果すにも種々の形があり、米国外にいる軍人や海外在住者の子弟は、他の諸国に於ても現地です備役の義務を果し得るようになっていいる。これは要するに米国民としての義務を海外でも果し得るようにすると云うのみの問題である。

レンハート公使

協定上に規定がないと、日本国内で行へないと云う日本の法制上の困難ありや。

大使

此の規定が政治的に困難ありと云うことであるなら、之を議事録に譲ってもいいかと思うが、實質に就てはワシントンは固執すべし。欧州でも現に行われている。議事録にすることは研究し度し。

大臣

協定上規定がなくとも出来ると思うが、尚研究すべし。

次に「修正」に移り、第一点は構成員の定義に関するもので、構成員の入国は命令書携行を要件としているので、之を勵行して貰い度く、命令に依らないで来日する軍人は協定上の構成員として扱わない旨議事録で了解し度し。

大使

日本側の問題を理解する為に何度いだが、趣旨は命令外で休暇に来る軍人や、ビジネスの為の旅券で入国する軍人は排除するとの御趣旨か。例えばドレーパーに随行する軍人の如く日本に在る部隊の構成員でなくとも、命令下に来るものは含まれるか、又休暇と云つても leave order と云うものがあり、又 temporary duty で来るものもあるが、これは差支ないか、要するに “official duty” は、日本に駐留していると云う事実、又は official order detaching personnel to Japan を持つことと云うことで認められると解して差支

なきや。

大臣 命令外で例えば台湾から温泉に入りに来る者等は当然排除されるが、ドレーパー随員の如きはドレーパー自身が日本防衛に関連する重要な公務を有するので、其の随員は当然含まれる。概ね、趣旨は大使の述べられた通りである。

大使 これは major question of substance であり、自分からは御答え出来ない。
之をワシントンに提案すれば軍委員会となつて長時間の問題となるべし。

大臣 更に研究すべし。次に第二点は施設区域近傍における米軍の権利の問題で、路線権の意味等問題が多いので、両事務当事者に充分話し合はしめることとし度し。

大使 両事務当事者間で充分話し合ふことは何等異存はない。

次官 第一点に就ても充分話し合ふこととし度し。

大使 話し合ふことは結構であるが、提案するとなると甚だむつかしい。

大臣 「修正」第四点は船舶航空機の開港入港通告であるが、我方提案中 under normal conditions 削除は撤回するも「航空機」を追加し度し。

大使 先日「フォーミュラ」に関する了解の一つとして申し上げた如く米軍の出入りの現存の手続きを変えないという了解に反しないなら差支ないと思ふ。若し航空機を加へるなら、別途其の了解の確認を求めるかも知れない。

大臣 航空管制返還に伴ひ当然のことと考へられ、右の了解に反するものに非ず。

「修正」第九点、第十点は、通関に関するものであるが、米軍側に於て濫用を取締るということを議事録で明にし度し。

大使 趣旨は結構であると思ふ。但し議事録で処理する以上のことは無理と思う。

大臣 「修正」第十五点も同様の問題である。

大使 議事録で扱うことを考え度し。日本側では右は対議会関係上望ましいと云うことと想像す。

大臣 政府部内においても然り。

大使 大蔵大臣は総理の令弟なることを想起す。議事録とは別個独立のものを考えて居らるるや。

米保長 現在の協定にも議事録あり。何れ之と同様な議事録を作成することとなるべく、その中に記載することを考えている。

大臣 「修正」第十四点は何等か調整が望ましい。

大使 米軍は新條約下に於て日本防衛の義務を負つて日本に居ることとなるのである。其の為必要な contractor の撰択を制限することは甚だ無理なことである。

誰が一番よく注文を満足させるのかの判定を他に委ねることは承諾できない。日本側で問題とされるのは、各省で云えば何省であろうか。

大臣 通産、大蔵、建設各省に亘る問題なり。

大使 例えば通産省が行きすぎた保護主義から問題にすることは当然予想される。

此の問題は撰択の自由と特権と二つの面があるが、外務省の問題とされるのは何れの面なりや。

米保長 勿論特権の面なり。

大使 日本の民間でも米国の contractor を使っている。米軍が contractor を撰択することに異存なし。唯大きな特権を与へられる所に問題あり。

大使 之も持出せば軍委員会の問題とならざるを得ない。実質問題とならば数ヶ月、一年二年を要することとなるが、之をやるや否やは勿論大臣の御決定になるべきことである。斯の種の問題は合同委員会でもう少しやってみてはどうであろうかと思ふ。

目下の話は実質の問題を曝け出すことなしに合理的な package を作ると云ふ事である。

大臣 自分も何ヶ月も迷路に入ってしまうということは考へていない。

十四条契約者は、免税その他広い特典に問題があり、大使の言はれる方法で実際にやれるなら、それを考へてもよい。我々も種々な人に種々な話を聞くと運用面に改善の余地あることが分り、又議會でもその趣旨を説明している。

次は「修正」第十六点で、請求権相互放棄に関し、日本側が政府機関全体を対象とするのは廣きに失するとの議論強く、甚だ困難な問題であることは承知しているが、出来れば調整が望ましい。

大使 大臣が難しいことを分っていて下さるのは有難い。これも話合ってみても実際に解決は望まれない。

此の点に関し、国鉄関係請求権は日本側でも解釈統一の必要があるが、米側においても協力して此の際解決し度い。

大使 條文に触れることは國務省が主管でない関係もあり、困難であるが、協定にさわらずして出来るなら結構

である。

大臣 国鉄の問題は条文に触れずして出来ると思う。日本側でも立場を統一するから米側も協力され度し。

大使 自分は努力する。国鉄は協定修正とは別の問題として考へることとし度し。

大臣 次は「修正」第十八点で、之も難しい問題であるが、事務的に話合ふと共に、実体の運用改善を考へ度し。事務的に話合ふことは結構である。実際問題として自分は法廷なら兎も角労働委員会となると別であると思つてゐる。日本の労働運動の現状は健全であるとは云ひ難いと思う。此の点は日本政府もそう認めて居られる所と了解する。総評の指導その他現在の様な特殊の事情の下では、自分としても日本側提案を具申するに躊躇せざるを得ず、また軍側にも抵抗強かるべし。問題を事務的に話合ふことは勿論結構であるが、

実際には余り具体的な結論は望まれないと思ふ。

大臣 実際問題として労働委員会の審問や裁判の際、米軍側が証拠を出せば解雇を認める判定判決が出ると思はれるのに、之が出されないの、否定的な判決となり、為に日本政府が解雇者を抱えていなければならぬという事態が生ずるのであるが、米軍側も或程度もう少し何とか出来そうに思ふ。出された証拠を秘密に扱う事も出来る筈である。此の辺の所が協定が悪いと云うより、運営の問題であろうと思ふ。

大使 今の御話は保安解雇のことであろうが、軍側で証拠を提出すれば、そのソースも曝け出す事になるから提出は困難である。軍としても保安の必要上、保安解雇の権利は絶対に必要であり、此の点は協定改正しても何ともならない点である。

大臣 協定を検討して改めると云うことと共に、運用を改善することが出来るなら協定が悪いと云う批判が滅殺

される。協定運営を今後共事務的に上手くやれば今後の非難は余程除けると思う。同時に此の際調印と必ずしも同時でなくてもいいから従来の懸案を是非解決し度い。未解決の懸案があつてはそれが直ちに協定が悪いと云う批判になつてしまふ。国鉄の問題もその一つである。

大使 條約、協定の署名が終つた後、懸案解決の時期が必ずあると思ふ。

大臣 明日は午後四時四十分から今日の続きをやりたし。外部に発表するや否やは、追つて確認致すべし。

大使 條約の二ヶ条は今後大いに考え置くべし。

極秘

大臣（サイン）、次官（サイン）、条約局長（サイン）、次長（サイン）、条約課長（サイン）
米局長（サイン）、参事官（サイン）

四月二日藤山大臣在京米大使会谈録（第一）

日時 昭和三十四年四月二日午後四時五分—四十分、於本省大臣室

出席者 藤山大臣、森米局長、高橋条約局長、米保長

マックアーサー大使、レンハート公使、ハーツ書記官

大使

総理、幹事長とも打合の上 本日は会見をプレスに発表した。昨年十一月以来マックアーサー大使と久しく会はなかつた。然し日本側の調整も最終段階に入り、あと一、二週間で調整を了する見透しとなり、今後一週間か十日で正式の交渉に入り度い、と云ふことを米大使に挨拶する為め今日大使と会つた。と云ふことで新聞には話す所存である。之が新聞に話す要旨で、砂川事件の裁判問題には触れなかつたと云ふ形の方がよいと思ふ。

大使

結構である。唯昨日は裁判問題で日本側から説明があつたと云ふ風に話されるやに承知していた。その点は何も触れずに交渉継続を事実で示す方がより適切であると考へた。

大臣

余談であるが昨日も午後から夜半まで、新聞が自分の行方を探し廻っていた様な事情である。

大使

この際又申し上げ度いが、交渉内容は、纏まった package をワシントンに送り、大体よろしと云ふことになってから表向きになる様致度し。ワシントンで日本側のある点を拒否したと云ふ様な形になることは是非避け度し。

大臣

同感である。党内調整も概ね大筋は実つて来たが、今後も若干の意見は出て来ようと思ふ。今朝も頻りに間接侵略に付議論があつたが、兎も角米側も大体いいとなる迄は発表する考へはない。

〈以下略〉

(3) 安保条約改定交渉における「第八条問題・条次長」文書（昭和三四年五月二日）全文

(第八号内容)

(三四・五・二一)
条次長

第八条の問題については、その後における貴方との話し合いの模様を事務当局から聞いたが、十分納得のゆかない点もあり、重要な問題であるから、あらためて貴大使から米國政府の立場を説明してもらいたい。論点をはつきりさせるために、まず自分の考え方を申し上げたい。

(一) ワシントンに送付された案については、米國政府がその憲法のためまえ上受諾できないということは了承する。ただ、なぜ受諾できないかというリーズニングについては、必ずしも十分納得し
極秘 たとはいえないが、それは米國の憲法の問題に関するものである

から、ここで論議してみてもしかたのないことで、この点貴使のいわれたとおりである。こと憲法の問題となると、当該国以外の者にはなかなか理解できないような複雑な問題があり、この点日本も同様で、おたがいさまである。

(二) 今回の条約改訂については、日本側としては憲法第九条との関連の問題は、どうしても回避できない問題であるわけであるが、この点についての日本政府の立場を要約すれば、およそ次のようなことになる。

(1) 憲法第九条は、陸海空軍その他の戦力の保持を禁止しているが、ここには日本の自衛のため必要最小限度の防衛力を保持することまでも禁止する意味は含まれていない(一条約第三条との

關係)。

(四) 日本が外部から武力攻撃を受けた場合、この危害を排除するために必要最小限度の實力行使をすることは、憲法の禁ずるところではない(一 条約第五條との關係)。

(五) 戦争放棄と矛盾しない限り、外国の軍隊の駐留を許すこともさしつかえない(一 条約第六條との關係)。

右の三点のうち、最後の点が最近東京地裁の判決で否定されたことは、御承知のとおりであるが、政府としては、右の判決が近く最高裁でくつがえされるべきことを確信しており、また、右の三点のいずれについても、その正当性についてなんらの疑念をもつていない。これは当然のことで、右の三原則が否定されるより

なことになれば、日本の自衛隊の存立のみならず、現行の安保条約、M S A協定等に基づく安全保障のための日米の協力体制も維持しえないことになるからである。また、新条約案でも、この三点は当然のこととして前提としているわけである。これは、本来的には日本側の問題であるが、米国政府としても、この三原則の正当性を前提として、はじめて日本とこのような条約を締結することができるとのである。

三　しかし、ほんとうの問題は、そこにあるわけではない。第三条については、問題は、日本が自衛のための防衛力を保持することは憲法上許されるかどうかにあるのではなく、それが憲法上許されることは前提として、憲法上許される程度以内のことしか

日本は米国に対して約束しておらないことを条約上でどう表現するかという問題である。わが方の案は、どういふ趣旨でドラフトされているわけであつて、原則の点は前提とした上で、憲法を条約に適合するよう解釈すべきといふのではなく、条約を憲法に適合するよう解釈すべきことを指示するものである。要するに、前述の三原則の点については、政府がいわばかつてに憲法を解釈してしまつてゐるわけであるが、これは米国と安全保障のための条約を締結しようとする以上当然そうせざるをえないし、また、そうしてさしつかえないと考えるが、条約の個々の条項の具体的な意味、内容については、それが憲法の許容する範囲を逸脱するものでないことを明示することによつて、憲法との関係を調整しやうとするものである。

四 なお、日米協定で「憲法上の規定に従つて実施する」という表現が採られていることは、貴使御指摘のとおりであるが、これだけの規定では日米協定についてやかましい憲法論争が起るのを防ぎえなかつたことは御承知のとおりであり、同じような論争が新条約について繰り返されることは、できることならば避けたい。(北大西洋条約についても、その第五条の書き方が米国上院で問題になり、第十一条で「憲法上の手続に従つて実施しなればならない」と明定してあるにかかわらず、非常な憲法論議の種となつた。その後米国が締結した相互防衛条約では、いずれも右の北大西洋条約第五条方式によらず、「共通の危険」うんぬんの方式によつている。)

たまたま、砂川判決があつたりしたため、憲法問題は国民一般の異常な関心をひいている次第でもあり、新条約では、憲法との関係は、できるだけ明確な形で処理することが、新条約に対する国民の支持をうるために最も重要なことであると考ええる。政府としては、反対派のけん伝にかかわらず、新条約は「憲法の範囲内にとどまる」ことを繰返し強調してきているのも、このような趣意からである。そして、この「憲法の範囲内」という点は米國政府としても初めからはつきり了承しておられるところである。これは、条約で日本が約束していることの実体いかんという問題であるから、日本が一方的に自分はどう考えるというだけではなんにもならないので、米國側でもそれを認めてもらわなければなら

ない。米國としては、他の条約に例のないことであるかもしれないが、日本国憲法第九条というものがユニークなものである以上、先例がないのも仕方のないことであり、そういう意味で、米國上院や第三國に対しても十分説明のつくことではないかと考える。米國政府の立場を困難ならしめることは、もとより本意ではないので、わが方が従来提案しているラインで米國政府にとつてさうのみやすいような表現があるならば、十分研究してみたいが、何かいいお考えはないか、貴使の御意見を承りたい。

三 資料(3)にみる「伊達判決」の意義

資料(3)は、題名なしで、(第八条問題) 条次長と手書きメモが付せられている。ただ、その後成案となり締結、発効した新条約第八条は、批准手続き上の問題である。この資料に見る改定交渉中、「第八条問題」といわれているのは、もっと根本的な、条約と憲法との実質的、内容的な問題である。日本政府は、こういった趣旨を踏まえた一条を第八条として米側に提案していたようである。(ワシントンに送付された案云々(一) 参照。)

資料いわく、「第三条についていえば、(中略) それ(自衛のための防衛力の保持)が憲法上許されることは前提として、憲法上許される程度以内のことしか日本は米国に対して約束しておらないことを条約上でどう表現するかという問題である。わが方の案は、こういう趣旨でドラフトされているわけであって、(中略)。「……条約の個々の条項の具体的な意味、内容については、それが憲法の許容する範囲を逸脱するものでないことを明示することによって、憲法との関係を調整しようとするものである。」

そういった文脈で、(四) 後段で、「伊達判決」に言及して次のように述べている。やや長くなるが、全文引用しておきたい。

「たまたま、砂川判決があったりしたため、憲法問題は国民一般の異常な関心を引いている次第でもあり、新条約では、憲法との関係は、できるだけ明確な形で処理することが、新条約に対する国民の支持をうるために最も重要なことであると考ええる。政府としては、反対派のけん伝にかかわらず、新条約は『憲法の範囲内にとどまる』こ

とを繰り返し強調してきているのも、このような趣意からである。そして、この『憲法の範囲内』という点は、米
国政府としても初めからはつきり了承しておられるところである。これは、条約で日本が約束していることの実態
いかんという問題であるから、日本が一方的に自分はこう考えるというだけでは何にもならないので、米側でも
それを認めてもらわなければならない。米側としては、他の条約に例のないことであるかもしれないが、日本国憲
法第九条というものがユニークなものである以上、先例がないのも仕方のないことであり、そういう意味で、米
上院や第三国に対しても十分説明のつくことではないかと考える。」

以上、見てきたなかに新条約に対し、憲法に実質的に矛盾しないような縛りをかけようとする日本政府の粘り強
い交渉のやりとりの跡を辿ることができる。そして、ここにおいて、「伊達判決」が、日本政府に日本国憲法遵守
という大きなプレッシャーをかけていることを指摘することができ、この点は、憲法判決としての伊達判決の意義
として高く評価されよう。

なお、この資料（3）は、解題で前述した開示請求の母体である「伊達判決を生かす会」に対し、一般公開後の
二〇一〇年八月三十一日に外務省から参考資料として送信された。その際、「ただし、この資料に基づき実際に米側
とやり取りが行われた記録はありません。」と送信メッセージに括弧つきで付言されていた。しかし、この文書そ
れ自体かどうかは別として、同趣旨の文書が米側に渡され、それに基づき実際のやり取りが行われたことを裏付け
る米側外交文書が存在する。次章でそれを訳出して掲載しておきたい。ここでは、本資料（3）における日本側主
張を「要約」として提示した上で、それに対する米側見解と双方の交渉経過が述べられている。

四 (参考資料) 資料 (3) に対応する米側外交文書

(昭和三四年六月四日付在日大使館発国務省宛電文) 全文 (翻訳 布川玲子)

ここで訳出した米側文書の出典は、次の通りである。

Editors Madeline Chi, Louis J. Smith General Editor Glenn W. LaFantasie *Foreign Relations of the United States, 1958-1960, Vol. XVIII, Japan, Korea* (Washington, U.S. Government Printing Office, 1964), pp. 181-183.

67. 在日大使館発国務省宛電文

東京 6月4日 1959. 午後4時

電報番号2577. 太平洋軍司令部は、PORADとADM Felt宛。在日米軍司令部は、GEN Burns宛。大使館電報2498。⁽¹⁾

藤山(愛一郎外務大臣)は、昨日午後、条約についての更なる協議のために私に面会を求めてきた。彼は、会うなり直ぐ、改正相互安全保障条約中の日本側の憲法問題を提起して、日本の条文中で8条(Section 2 (意味不明))の容認を再考できないかどうか私に尋ねた。私は、この条項は、まったく受け容れたいと答え、その理由を再度説明した。そうしたら彼は、3条中に「憲法的制約の範囲内で」との文言を含んでいるのは、ワシントンは、

容認するのだろうかと聞いてきた。(関連電報7行目参照。)

私は、この問題に特定した回答を国務省に求めることにすると答えたが、3月23日に彼に指摘したように、私は、この申し出は、容認されないだろうと思っている。というのは、この条項は、行政府が、何が自国の憲法上の制約かを解釈することが意味されると読めるからである。

岸〔信介首相〕と藤山は、日本政府が、日本国憲法に違反するいかなる行為に対しても義務づけられていない旨明確にする、別個の1条が必要であると依然として感じている、と藤山は述べた。しかしながら、もしわれわれが、3条中に上記の文言を入れることを認めることができるなら、彼らの問題は、解決されよう。彼は、この問題は、岸と藤山にとって懸案の重要課題であると述べ、それ故、外務省の法律部門と内閣法制局の共同作業で用意した書面を私に渡し、それを検討した後アメリカ側の立場を再考してもらいたいと要請した。(書面は、一目瞭然、法律家の手になるものである。) 8条に対する新提案を含むこの書面の要旨は、以下の通りである。

〈要旨〉

1. (憲法9条の条文の提示。)
2. この条文の解釈において日本政府は、次の立場を堅持してきた。(a) 憲法9条は、自衛権の否定までは、意味しない。(b) 同条は、自衛に要する最小限度の防衛力 (capacity) を禁ずるところまでは意味しない。(c) 憲法上のいかなる条項も、日本が、外国と安全保障条約を締結すること、あるいは、日本に駐留する外国の軍隊を持つことを妨げない。
3. これら3点は、新条約のあるいは、もっと特定すれば、新条約3条、5条、6条の前提である。この3点は、

端的に当然のこととされねばならない。問題は、この3点が、正しいとか間違っているとかではなく、この3点の下で、どこまで行くことができるかである。

日本政府提案の第8条は、この点に対処するべく考えられている。第8条は、条約の全条項が合憲的とみなされねばならないとは述べていない。単に、条約の条項（憲法条項ではない。）は、憲法上の条項を侵すものを含まないように解釈されるべきであると述べる。第8条は、条約条項の範囲を憲法の枠に適合させることを提案する。

4. もし、米国政府が、第8条を憲法上の理由から容認できないなら、例えば次のように言い換えることもできよう。すなわち、「この条約中、いかなるものも日本に対し、その憲法上の制約を越えたいかなる負担をも設定するものと解されるべきではない。」これは、まったく一方的な条項である。しかしながら、この一方性は条項を、日本側の一方的宣言と合体させるのにより適合させるものではない。反対に、米国の第8条の容認が明白に記録されることにより重要性を増すことになる。

5. 米国がこれまでに締結した条約中、そのような先例はないであろう。しかしながら、先例がないことや、一方性は、もし、日本国憲法第9条の特有の性格を考慮に入れれば、十分正当化されるものかもしれない。

6. 第9条第2項の条項にもかかわらず、日米相互防衛援助協定の条項の合憲性について、国会審議の過程で白熱した議論が巻き起こった。「履行さるべし」との文言の使用は、条約それ自体の条項が、あるいは、そこに含まれている義務が、憲法条項の範囲を超えて拡大するかもしれないという印象を与える。さらに、上記1. 2. で指摘したように、憲法それ自体の中には、防衛力を保持する根拠は見出せない。「憲法条項に合致して」という表現は、この憲法上の禁止を十分に反映していないかもしれない。したがって、われわれは、新条約では、もし可能な

らば、この文型の使用は避けたい。

7. 砂川事件以来、合憲性の問題は、高度な論争課題となっている。⁽²⁾したがって、新条約に対する国民の支持を得るためには、この点について、いかなる論争や疑問の余地も残さないことがきわめて重要であると感ずる。この故に、日本政府は、安保改定反対論者の主張に対抗して、新条約は、憲法の枠内に留まるものであると強調してきているのである。以上要約終り。

私は、われわれは、日本側の難問を理解し、同情するが、当方も問題を抱えていると述べた。というのは、行政府が、わが国の憲法解釈をなしようとの含意が読み取れるような条約を、行政府としては締結できないからである。さらに、私は、上述した日本側の第8条の文案は、結局日本側が米国をして日本国憲法を解釈する立場におこうとすることになるので、とても受け容れることはできないと考える。これは私が前回の会議で指摘したところだが、日本側は、この趣旨での一方的な言明を常になすことができるかもしれないが、われわれは、決して受け容れることはできないと私は確信した。

そこで、藤山は、われわれに対し、条約の合憲性の解釈を司法に明白に委ねるような条項なら受け容れられないだろうかと尋ねた。私は、これは、当方の困難をより複雑にするだけだろうと述べた。というのは、結局のところ、その条項は、条約が調印され、批准のため上院に送付される前にわが最高裁は、草案段階の条約につき、その合憲性を認めねばならないことを意味するものと解釈され得るからである。藤山は、当面のところおそらく第3条の結句「それぞれの憲法的制約の範囲内」による以外、デイレンマ脱出の道は見出せないと語った。しかしながら、

彼は、さらに問題を検討してみるが、米側でも第3条に上記の句を挿入する可能性を検討してもらえないか、或いは他の解決策を提案してもらえないかと希望した。

そこで、山田〔久就外務次官〕が、第7条は、「本条約中いかなるものも、両国双方に対して自国の憲法に合致しないいかなる義務も負わせるものではない。」とすべきだと提案した。私は、私の判断では、それでは原案の第8条と同様の根本的反論を受けることになる」と述べた。

藤山との会談が終ってから私は、山田の要望で山田一人と非公式に会った。彼は、米側が、「自国の憲法的制約の範囲内での」の句を第3条中に挿入することをぜひとも受け容れてほしいと懇請した。私は、本国に問い合わせてみるが、そうすることは、極めて難しいと思うと述べた。

さらにしばらく議論した後、山田は、第3条中の「自国の憲法条項に従って」という句は容認できるのかどうか私に尋ねた。わたしは、もしそれが問題を解決するならばこの句を容認する見込みは十分あると思うので、このことを本国に強く勧めたいと答えた。山田は、このことを藤山とはまだ協議していないが、即座に外務省と内閣の法務担当者との解決策を採用すべく、作業に着手したいと述べた。

以下の点につき、至急国務省の見解をお知らせいただきたい。

A. 第3条中への「自国の憲法的制約の範囲内」という句の挿入について。

B. 山田提案の上記解決策について。これは、もし山田が、藤山と岸を説得できるなら、私は、当方が容認できることを強く願うものである。なぜならこの句は、もちろんわれわれが、すでに第5条に入れている文言、すなわち「自国の憲法上の規定と手続きに則って」に相当するからである。

(以下、本資料集の編集者による註)

(1) Document 65

(2) 砂川事件は、1957年に米軍立川基地内に数フィート侵入した7名の日本人が関わった。日本の原審裁判所は、彼らが侵犯したとされた刑事特別法は、違憲であるとの理由で、被告人たちを無罪とした。この刑事特別法は、日米安全保障条約と行政協定に基づいて制定されたものである。しかしながら、日本の最高裁判所は、日本の自衛権を明確にし、米軍の日本駐留の合憲性を確認することによって、この下級審の判決を、1959年12月に覆した。この問題に関連する文書は、米国国務省内の Central File 794.56311.2489。

【訳者註】

※この資料は、「伊達判決を生かす会」共同代表土屋源太郎氏（砂川事件元被告）が、知人の研究者より「伊達判決」への言及があるということで教示され、コピーの送付を受けたものである。

※訳文中、「亀甲括弧〔 〕」内は、訳者による補足である。